

# 市川市立中山小学校 PTA 個人情報取扱方針

## 第1条(目的)

市川市立中山小学校 PTA 個人情報取扱方針(以下「本方針」という。)は、市川市立中山小学校 PTA(以下「本会」という。)が取得・保有する個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定める。本方針により事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報の適正な取得・利用・管理を図り、もってプライバシーの保護を実現する事を目的とする。

## 第2条(本会の取扱う個人情報)

本会は以下の個人情報を取得し保有する。

1. 会員の氏名
2. 会員の連絡先
3. 会員の児童のクラス、氏名
4. その他、本会の目的を達成するために必要な情報

## 第3条(管理責任者・管理方法)

1. 本会の個人情報管理責任者(以下「管理責任者」という。)は会長及び副会長とする。
2. 本会が取得した個人情報は、市川市立中山小学校内の管理責任者が指定する場所に、適切な方法で管理する。

## 第4条(情報の取得・利用)

1. 本会は、本会会則に基づく目的を達成するため、会員から適切な方法により個人情報を取得し、以下の目的のために利用する。
  - ① 会員名簿の作成
  - ② 会費の集金・管理
  - ③ 役員・委員の選出
  - ④ 役員・委員名簿の作成
  - ⑤ 本会の事業に関する文書等の送付
  - ⑥ ホームページや広報紙への掲載
  - ⑦ 個人情報取得の際に特記した事項
  - ⑧ その他、本部役員会が本会の目的を達成するに必要と判断した事項
2. 本会の役員又は会員が個人情報を利用する際には、管理責任者の承諾を得たうえ、予め備え付けてある管理名簿に利用した日・利用した目的・内容を記録しなければならない。

## 第5条(第三者提供)

1. 本会は、取得した個人情報を当該個人情報提供者(以下「本人」という。)以外に提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得るものとする。ただし、以下の場合、管理責任者が必要と判断すれば本人から同意を得ることなく個人情報を第三者に提供できるものとする。なお、後日、適切な方法で提示した情報・提供先を本人から開示するよう希望があれば、その内容について通知する。
  - ① 法令に基づく場合
  - ② 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合

- ③ 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要なある場合
  - ④ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
  - ⑤ 業者に委託する場合
2. 業者に委託する場合、委託先の選定は慎重に行い、個人情報の管理体制が適切であることを確認する。
  3. 本会の役員又は会員が、本会の管理する個人情報を第三者に提供する場合および提供を受ける場合、予め備え付けてある管理簿に提供が行われた年月日、目的・内容を記録する。

#### **第 6 条(個人情報の廃棄)**

個人情報の正確性及び安全性確保のため、管理責任者が不要と判断した場合は速やかに廃棄するものとする。

#### **第 7 条(情報の開示)**

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に基づく方法によりこれに応ずる。

#### **第 8 条(秘密保持義務)**

管理責任者及び取扱者は、役職上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その役を退いた後も同様とする。

#### **第 9 条(漏洩時等の対応)**

1. 本会会員が、本会が保有する個人情報が漏洩・紛失したと認識したときは、直ちに管理責任者に通知しなければならない。
2. 管理責任者が前項による通知を受けたときは、個人情報の漏洩・紛失について調査し、事実が判明した場合には、遅滞なく本部役員会に報告するとともに、関係各所に適切な措置をとるよう指示するものとする。

#### **第 10 条(研修)**

本会は、本会の個人情報取扱者に対し、定期的に、個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

#### **第 11 条(苦情の処理)**

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

#### **第 12 条(本取扱方針の改正)**

法令の改正または実務上の不備が生じた場合は、本部役員会において協議・検討し運営委員会の承認をもって本取扱方針を改正することができる。なお、改正した場合は会員へ周知するものとする。

#### **附則**

本取扱方針は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

令和 6 年 4 月 1 日方針一部改正